### 医療DX推進体制整備加算の見直し(令和7年4月~)

府医及び地区医師会から通知されており会員各位もご存知の事項と思われますが、令和7年4月から医療 DX 推進体制整備加算の見直しが行われ電子処方箋導入の医療機関と未導入の医療機関の間で加算点数に差が設けられます。医療機関の場合、電子処方箋導入施設ではマイナ保険証利用実績に応じて加算1(12点)、加算2(11点)、加算3(10点)を算定、未導入施設は加算4(10点)、加算5(9点)、加算6(8点)となります。 マイナ保険証利用実績要件は加算1と4が45%、加算2と5が30%、加算3と6が15%といずれも現行の加算1(30%)、加算2(20%)、加算3(10%)より高くなっています。令和7年3月31日時点で既に医療 DX 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている医療機関にとって、令和7年4月からの評価の見直しに伴い施設基準の届出を改めて行う必要があるのかが気になるところです。厚労省疑義解釈(令和7年2月28日)により下記のように通知されていますのでご留意願います。なお、既に同加算を届出済みの医療機関でマイナ保険証利用率実績が加算1~6のいずれの基準に満たない場合であっても辞退届けは不要ですが、当該加算点数を算定することはできません。なお、近畿厚生局ホームページは3月13日までメインテナンスとのことで届出直しに必要な書式にもご注意願います。本加算の届出直しを要する電子処方箋導入の診療所は未だ少ないと思われますが該当される医療機関は必要な手続きを忘れずにおとりください。

### <電子処方箋を導入し、加算1~3を算定する場合>

同年4月1日までに新たな様式(別添7、新様式1の6)による届出直しが必要である。

#### <電子処方箋未導入で、加算4~6を算定する場合>

届出直しは不要である。

# 令和7年4月1日~9月30日の医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算

## 【医療DX推進体制整備加算】

	電子処方箋	マイナ保険証利用率	点数
加算 1		45%	12点
加算 2	導入済	30%	11点
加算 3		15%*	10点
加算 4	未導入	45%	10点
加算 5		30%	9点
加算 6		15%*	8点

## 【在宅医療DX情報活用加算】

	電子処方箋	点数
加算 1	導入済	11点
加算 2	未導入	9点

マイナ保険証利用率が 基準を満たさない場合 算定不可だが届出は不要

※小児科外来診療料の算定医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

既に届出している医療機関が、電子処方箋を導入した上で4月から大枠内の点数を算定する場合および 小児科外来診療料算定医療機関が大枠内の特例を4月から適用する場合は、

4月1日までに届出直しが必要です

※電子処方箋未導入のまま算定を続ける場合は届出不要です